

正 誤 表

ページ	誤					正																																															
P17	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> <th>工種区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地 (DID 補 正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工 事、道路維持工 事、舗装工事、 橋梁保全工事以 外の工種 (※)</td> <td>1.2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	工種区分	市街地 (DID 補 正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工 事、道路維持工 事、舗装工事、 橋梁保全工事以 外の工種 (※)	1.2	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> <th>工種区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地 (DID 補 正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>鋼橋架設工事、 電線共同溝工 事、道路維持工 事、舗装工事、 橋梁保全工事以 外の工種 (※)</td> <td>1.2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	工種区分	市街地 (DID 補 正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、 電線共同溝工 事、道路維持工 事、舗装工事、 橋梁保全工事以 外の工種 (※)	1.2	7																	
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																	
施工地域区分	対象	工種区分																																																			
市街地 (DID 補 正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工 事、道路維持工 事、舗装工事、 橋梁保全工事以 外の工種 (※)	1.2	7																																																	
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																	
施工地域区分	対象	工種区分																																																			
市街地 (DID 補 正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、 電線共同溝工 事、道路維持工 事、舗装工事、 橋梁保全工事以 外の工種 (※)	1.2	7																																																	
P23	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速 度 (km/ h)</th> <th>労 務</th> <th>車 種</th> <th>機 械 質 量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深 1.2m 幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td><u>23.50</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速 度 (km/ h)	労 務	車 種	機 械 質 量 (t)	スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	<u>23.50</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速 度 (km/ h)</th> <th>労 務</th> <th>車 種</th> <th>機 械 質 量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>スタビライザ</u> (<u>路床改良用</u>)</td> <td><u>深 0.6m 幅 2.0m</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>R</u></td> <td><u>23.00</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深 1.2m 幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td><u>24.70</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速 度 (km/ h)	労 務	車 種	機 械 質 量 (t)	<u>スタビライザ</u> (<u>路床改良用</u>)	<u>深 0.6m 幅 2.0m</u>			<u>R</u>	<u>23.00</u>		スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	<u>24.70</u>	
機 械 名	規 格	自 走		車 載				備 考																																													
		速 度 (km/ h)	労 務	車 種	機 械 質 量 (t)																																																
スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	<u>23.50</u>																																																
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考																																															
		速 度 (km/ h)	労 務	車 種	機 械 質 量 (t)																																																
<u>スタビライザ</u> (<u>路床改良用</u>)	<u>深 0.6m 幅 2.0m</u>			<u>R</u>	<u>23.00</u>																																																
スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	<u>24.70</u>																																																

正 誤 表

ページ	誤				正			
P27	機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン		機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン	
			機 械 名	規 格			機 械 名	規 格
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕	60～65 t 吊	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕	60～65 t 吊
表 5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕 100t 吊を 使用する場合		クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t 吊	表 5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・排出ガス対策型(第 3次基準値)〕 70t 吊を使用す る場合		クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70 t 吊	
表 5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型排出ガス対策型 (第 3次基準値)〕 100t 吊を使用 する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t 吊	表 5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制)〕 100t 吊を使 用する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕		100t 吊		
表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕	100t 吊	表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕		100t 吊		

正 誤 表

ページ	誤							正						
P28	機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	—	4.9	11.9 (h)	483	4	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	—	4.9	11.9 (h)	483	4
		〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	320	3		オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用する場合〕	二	4.9	11.9 (h)	424
	〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	320	3	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)] 100t 吊を使用する場合〕		二	4.9	11.9 (h)	312	3

正 誤 表

ページ	誤	正																																																																										
P33	<p>(ニ) ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 <p><u>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。</u></p> <p><u>ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする。</u></p>	<p>(ニ) ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 <p><u>なお、システム初期費については1工事当り使用機種毎に一式計上とする（施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする）。</u></p>																																																																										
P38、P39	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> <th>工種区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地 (DID 補正)</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>鋼橋架設工事、 電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	工種区分	市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	鋼橋架設工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	鋼橋架設工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、 電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、 橋梁保全工事以外の工種 (※)	1.1	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> <th>工種区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地 (DID 補正)</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	工種区分	市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、 橋梁保全工事以外の工種 (※)	1.1	3
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																								
施工地域区分	対象	工種区分																																																																										
市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.2	2																																																																								
		道路維持工事																																																																										
		舗装工事																																																																										
		橋梁保全工事																																																																										
一般交通影響有り (1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	鋼橋架設工事	1.2	2																																																																								
		道路維持工事																																																																										
		舗装工事																																																																										
		橋梁保全工事																																																																										
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	鋼橋架設工事	1.2	2																																																																								
		道路維持工事																																																																										
		舗装工事																																																																										
		橋梁保全工事																																																																										
市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、 電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、 橋梁保全工事以外の工種 (※)	1.1	3																																																																								
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																								
施工地域区分	対象	工種区分																																																																										
市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2																																																																								
		道路維持工事																																																																										
		舗装工事																																																																										
		橋梁保全工事																																																																										
一般交通影響有り (1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	電線共同溝工事	1.2	2																																																																								
		道路維持工事																																																																										
		舗装工事																																																																										
		橋梁保全工事																																																																										
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2																																																																								
		道路維持工事																																																																										
		舗装工事																																																																										
		橋梁保全工事																																																																										
市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、 橋梁保全工事以外の工種 (※)	1.1	3																																																																								